フラスレターNo.123 〒101-0031 東京都千代田区東神田 1-2-8 電話: 03-5835-3917

発行所:一般社団法人自然資源保全協会(GGT)

URL: http://www.ggt.or.jp 2023 年 1 月 16 日発行

CITES/CoP19が開催される



ワシントン条約第19回締約国会議(CITES/CoP19)が、2022年11月14日から25日まで中米パナマの首都パナマシティーで開催されました。既報(No122)の通り水生生物としては6つの附属書掲載提案があり、その審議結果は次の通りです。なお、附属書掲載は、別段の決定がない限り、締約国会議終了90日後に発効することになっています。(投票結果はゼブラ・プレコを除き第1委員会によるもので、全体会合での議論再開はありませんでした。)

①メジロザメ類 (附属書 II 掲載): 効力発生を 12 ヶ月後に延期した上 で採択 (賛成:88、反対:29、棄権: 17)

②**シュモクザメ類 (附属書Ⅱ掲載)**: 採択 (コンセンサス、日本は反対 の立場を留保)

③ポタモトリゴン属の淡水性のエイ類 (附属書 Ⅱ 掲載):採択(コンセンサス)

④サカタザメ類(附属書Ⅱ掲載):採択(賛成:101、反対:14、棄権:13)

⑤ゼブラ・プレコ (附属書Ⅱ掲載、

ただし野生種の商業取引 枠は O とする): ブラジ ルの原案は同種を附属書 I に掲載するものでした が、これが第1委員会で 否決(賛成:62、反対: 52、棄権:15) されたため、 EU が提出していた本修 正案をブラジルが全体会

合で再提案し、コンセンサスで採択されました。

⑥バイカナマコ類 (附属書Ⅱ掲載): 効力発生を 18 ヶ月後に延長した上で採択(賛成:97、反対:16、棄権: 16)

ここでは、今回の締約国会議で 水産種として最も関心を集めたメ ジロザメ類の附属書掲載を中心に 会議の雰囲気を伝えたいと思いま す。

メジロザメ類は、沿岸域に生息 する種も多い一方で、ヨシキリザ メのように外洋を広く回遊するも のもあり、現在50種以上が確認さ れています。CITESでは、既にメ ジロザメ科のうちクロトガリザメ とヨゴレの2種が附属書Ⅱに掲載 されていますが、今般パナマを始 めとする 15 カ国・地域は、IUCN のレッドリストにより「危機」あ るいは「深刻な危機」とされてい る 19 種については資源状態が悪化 しているとして、また、残りのメ ジロザメ科全種(35種)について は類似種として附属書Ⅱに掲載す ることを提案しました。

FAO の専門家パネルは、資源状態が悪化しているとしている 19種のうち 3種については CITES の附属書掲載基準に合致するが、その他の種及び類似種については基準にあてはまらないと助言していました。

従来から日本は、漁業対象種に ついては CITES ではなく地域漁業 管理機関や沿岸国が管理すべきで あるとして CITES 附属書掲載には 反対の立場ですが、特にこの提案 については、FAO のパネルもほと んどの種が掲載基準にあてはまら ないとしていることに加え、類似 種として提案しているものについ ても判別可能であり、類似種規程 を乱用して50種以上もあるメジロ ザメ科全体を附属書に掲載するこ とはいたずらに管理当局の負担を 増すだけであるとして、この提案 には反対との立場でした。しかし ながら日本は、コンセンサス醸成 に協力するという立場から、類似 種として提案されている35種を除 外して提案国が資源状態が悪化し ているとする 19 種に限定するとの 修正提案を行いました。また、ペ ルーは、類似種とされる中でもヨ シキリザメについては判別に問題 ないとしてヨシキリザメのみを除 くことを提案しました。なお、パ ナマ等の原提案国は管理体制の準 備に時間がかかることを認めて、 附属書掲載の発効を条約の規程に よる 90 日後から 12 ヶ月後に延長 するとの修正を行っていました。

GGTニュースレター No.123

これらの3つの提案にはそれぞ れ賛成、反対の声が上がり、中国 はさらに検討するための会期中の 作業部会の設置を求めましたが、 議長は作業部会を設けたとしても 議論の収束は得られないだろうと して中国の提案を退け、投票に付 すことにしました。手続規則では、 同じ問題について複数の提案がな された場合には、より規制内容が 緩いものから投票することになっ ていたことから、日本修正案、ペ ルー修正案、修正原提案の順に投 票に移ることになりました。今回 のケースでは、手続規則上は、い ずれかの提案が採択された時点で、 残りの提案は投票に付されないこ とになります。投票結果は次の通 りです。なお、日本が提案し10カ 国以上の支持を得て、すべての提 案は秘密投票により行われました。

-**日本修正案**: 賛成: 43、反対: 81、棄権:12で否決

-ペルー修正案: 賛成: 33、反対:

86、棄権:14で否決

-**修正原提案**: 賛成: 88、反対:

29、棄権:17で**可決**

ここで、日本修正案よりペルー 修正案の賛成国が減少しているこ とが注目されますが、これは、日 本修正案について日本が積極的に 働きかけを行ったことが要因の一 つと考えられます。また、ペルー 修正案の賛成国が概ね修正原提案 の反対国となったと想定できます が、それでも修正原提案の反対国 は4票も少なくなっています。こ れは、米国のようにペルー修正案 に賛成した上で、修正原提案にも 賛成した国が数カ国存在したから だと思われます。日本修正案もペ ルー修正案も否決された状態とな り、さらに修正原提案まで否決さ れて一切の規制がかからないこと は問題だと考えた国が修正原提案 に賛成したのでしょう。(秘密投票 のため、米国のように投票態度を 表明した国を除いてはあくまで想 像です。)

今回のメジロザメ科の提案に関 しては、50種以上を一括して附属 書に掲載するということだけでな く、そのうちの多くをいわゆる類 似種規程で取り上げているという 問題点が指摘できると思います。 今回の締約国会議では、類似種規 程を使って同じ科や属にある種全 体を附属書に掲載しようとする提 案が、メジロザメ類だけでなくシュ モクザメ類、サカタザメ類、さら には一部の植物に関する提案でも

見られました。国際取引される野 生生物の中で食用水産物と一部の 樹木については、取引の際に相当 程度加工され一見では判別できな いとして、今後も類似種としての 提案がなされるケースがあると考 えられます。ただし、類似種規程 の安易な適用は無制限に管理当局 の負担を増やすことになりかねな いので、その適用は慎重に検討す べきであると思います。例えば、 今回のメジロザメ科の提案におい て、仮にヒレだけの取引であって も外見等により判別可能だとされ るヨシキリザメでさえ、身肉まで 加工された場合やサメヒレの繊維 一本一本は判別が困難だと主張す る国も見受けられましたが、この ような主張は類似種規程の乱用だ と言わざるを得ないと考えます。 今後、これまで資源状態の悪化を 理由にしては附属書掲載の提案を できなかった種についてまで、こ の規程を使って附属書掲載が提案 されることが危惧されます。

次回の第20回締約国会議は 2025年開催の予定ですが、その時 期、開催場所については今後決定 されることになります。

IWC68が開催される

2018年9月のブラジル・フロ リアーノポリス以来、コロナウイ ルス蔓延のために延期となってい た第68回IWC総会が、スロベニ ア政府の招待により 10 月 17 日か ら 21 日まで同国ポルトローゼで 開催されました。今次総会は、日 本にとってはIWC脱退、商業捕 鯨再開後初めての機会となりまし たが、IWCとの協力関係を継続

していくとの観点から、非加盟国 からのオブザーバーとして参加し ました。GGTも引き続きNGO としてオブザーバー参加しました。 ここでは、その概要について報告 します。

参加国

今次総会には I W C 加盟 88 カ国

中57カ国が参加しました。これは 前回の参加64カ国と比較すると 7カ国の減少となります。この間 のコロナウイルス蔓延や原油価格 等の急騰、また、入国のための査 証が取得できないといった問題が あり、発展途上国を中心に参加が 困難な国が多くありました。なお、 コロナウイルス蔓延に伴う各国の 財政困難に配慮して、直近3年間

GGTニュースレター No.123

については分担金未払いがあって も投票権の停止対象とはしないと の特別措置がとられましたが、そ れ以前の未払いもあり、出席57カ 国のうち途上国を中心とする6カ 国の投票権が停止されていました。

審議事項

会議は全体に審議事項に乏しく、 IWC全体の構造改革や予算の問 題を除けば、付表改正としては、 20年以上にも渡り提出され続けて いる南大西洋サンクチュアリーの 創設1件が、また、決議としては、 EU諸国から出された、海洋プラ スチック汚染が鯨類に与える影響 の評価等に関するもの、持続的利 用支持(SU)諸国から出された、 食料安保に関するものと、商業捕 鯨モラトリアム解除に向けた作業 開始に関するものの2件、合計3 件が出されたに留まりました。

・IWC全体の構造改革について は、新たな下部委員会構成等に関 する作業部会における議論が紹介 され、今後とも議論が進められる ことになりました。予算につい ては、厳しい財政状況を踏まえ、 2023 / 24年に全体経費のカット に加え比較的裕福な国(4分類の うち上の2グループ) について23 年は5%、24年はさらに1%、分 担金を引き上げることとなりまし

to

・南大西洋サンクチュアリーの創 設については、投票権を有して出 席している国の数からは、賛成す ると予想される国が採択に必要な 3/4を超える状況にありました。 議長は、すべての問題についてコ ンセンサスによる決定を目指した いとしていましたし、SU諸国も、 コロナ等で出席できない国々へも 配慮して、今回の総会では投票に よる採択は避けるべきだという立 場でした。一方で、今回が採択に 向けた絶好の機会であると考えた 提案国(ブラジル、アルゼンチン、 ウルグアイ)を含むブエノスアイ レスグループは強行に投票を求め ましたが、このような一方的な態 度は受け入れられないとしてSU 諸国が退席したため、投票時に定 足数を満たさず、採決に至りませ んでした。ラ米諸国はこの議長の 議事運営に不満の声を上げ、定足 数の問題は閉会期間中に検討し、 次回の総会冒頭で何らかの決定を 行うことになりました。

・決議については、プラスチック関 連のものは一部修正を加えてコン センサスで採択されました。一方 で、食料安全保障関連のものにつ いては、反捕鯨国から、食料安全 保障の重要性は理解するが鯨類は そのことに貢献しない(食料安全 保障に貢献できるほど持続的に鯨 類を捕獲することはできない)、モ

ラトリアム解除関連のものについ ては、商業捕鯨モラトリアム解除 は認められない、かつての同様の 取組も失敗に終わった等の反論が あり、提案者であるSU諸国から、 閉会期間中にさらに検討して再度 次回総会に諮りたいとして、継続 審議とすることを提案し、認めら れました。

議長の改選と次回総会

議長の改選が行われ、新たな議 長には副議長を務めてきたギニア のディアロ代表が、副議長には、 豪州のゲール代表が選ばれました。 次回総会は、ペルーの招請により 2024年に同国の首都リマで開催さ れることとなりました。

終わりに

今次総会は、マスコミの取材や 会場外でのデモもまばらで、活気 にかける印象を持たせるものでし た。唯一盛り上がった南大西洋サ ンクチュアリーの創設に関する議 論において、ラ米諸国を中心に、 採決時に退席したSU諸国を無責 任だと非難する声があがりました が、むしろ、本来であればこのよ うな声は、この決議に賛成すると 想定されていて、総会を欠席した 諸国にまず向けられるべきではな いかと強く感じました。

CITESとの関わりを振り返って(その3)

(一社) 自然資源保全協会 業務執行理事 前 章裕

CITES のこれから (まとめとして)

最後にまとめとして、私が感じ ているワシントン条約の問題点と いうか感想をいくつかあげてみた いと思います。

まず、会議全体が環境団体の活 動の褒賞の場になっているという 印象です。世界には、各地域で動 植物保護に地道に取り組んでいる 団体が数多くあります。このよう な努力は尊いものですし、賞賛さ れる取組も多いと思います。一方 で、ワシントン条約は世界の180

GGTニュースレター No.123

以上の国々が参加する大きな組織 となり、国際取引の規制を通じて 絶滅のおそれがある野牛牛物を守 ろうという趣旨を超えて、野生生 物保護のための世界的な組織とい う認識が強くなっているように思 います。このような組織において、 自分たちが保護に取り組んでいる 野生生物が附属書に掲載されると いうことは、団体のその生物の保 護への取組に対する賞賛、あるい は褒賞という意味合いがあるよう に見えてしかたがありません。締 約国会議で提案の一つ一つが採択 された際に会議場内で巻き起こる 拍手喝采はそのことを如実に表し ているように感じてならないので す。こんな風潮があるので、自分 たちに関係がない、あるいは関心 がない提案がなされた場合には、 資源状態に関する科学的な事実に かかわらず、賛成するあるいは少 なくとも反対はしないという状況 が進んでいるように思います。一 生懸命取り組んでいる団体がある のに、附属書掲載に反対すること は悪いことだと言わんばかりです。 このこともあって、提案がなされ れば、科学的な検討や充分な議論 もなく採択されるという現実につ ながっているように思えてなりま せん。

これも条約の目的や手段の範囲内のものであればわからないことはありませんが、どうも行き過ぎが見られるような気がしてなりません。2019年の第18回締約国会議では、マンモスの牙の貿易が、象牙の取引の隠れ蓑にされかねないうことで、マンモスを附属書『に掲載する提案がなされました。マンモスは既に絶滅した種の、ワシントン条約で規制対象とすることには無理があることには無理があることには無理があることには無理があることには無理があることには無理があることには無理があることには無理があることには無理があることには無理があることには無理があることには無理があることには無理があることには無理があることには無理があることには無理があることにはがあることにはがあることにはがりに関係する

事柄です。ワシントン条約のロゴ マークがゾウを象ったものである ことからもわかるとおり、ゾウに 対する関心は非常に高いものがあ ります。一部の議論は大変込み入っ ていて、専門家でないとフォロー できないまでになっています。流 石にこの提案は撤回されましたが、 野生生物の保護を前面に据えれば 何でもできるという風潮は問題で あると思います。新型コロナウイ ルス蔓延を踏まえて別の側面も出 始めています。コロナ感染症の原 因が人と野生生物の接触による可 能性があることを理由に、野生生 物の貿易を制限できるワシントン 条約を活用できないかという議論 で、作業部会まで設置され、議論 されました。野生生物と感染症の 問題は人類にとって重要な課題で すが、ワシントン条約の目的を超 えることは明らかだと思います。 コールドチェーンの整備が遅れて いる途上国の一部地域では、今で も食用の動物を生きたまま流通さ せるケースが見られると思います が、このような動きは、先進国の 途上国への言われのない圧力のよ うに見えてしまうこともあるくら いです。

ワシントン条約は、過度な国際 取引によって絶滅のおそれが増し ている種の保存を目的としたもの です。ところが、この目的を超え て、実質的にワシントン条約が野 生生物の保護全般について議論す る、あるいは、保護すべき野生生 物を認定する機関となっているこ とが、さらには、野生生物保護を 訴える団体の運動の場になってし まっていることが大きな問題では ないかと感じています。2~3年 毎に開催される会議では、継続審 議となっている事柄に加え、新た に多くの附属書掲載提案がなされ、 個々の生物についての議論にはわ ずかの時間しか取られません。提 案国が言いたいことを述べて反対 する国が反論すると、すぐに投票 になります。もちろん絶滅の危機 に瀕するようなことにならないよ うに最善の努力が払われるべきで すが、一方で、根拠もなく野生生 物の持続的利用を阻害するような ものとなってもならないと思いま す。そのためには、まず科学的事 実の尊重から始めなければなりま せん。

(おわり)

ユージーン・ラポワント氏、叙勲

CITES の 初代事務局長であり、現在 IWMC World Conservation Trust (国際野生生物管理連盟) の代表を務められているユージーン・ラポワント氏が、令和4年11月3日、旭日中綬章を贈与されました。おめでとうございます。



ラポワントご夫妻と息子さん、お孫さん